

電動自転車等の利活用事業者募集要項

第1 目的

郡山市（以下「市」という。）で観光資源の活用・地域経済活性化のために実施している「猪苗代湖一周サイクルツーリズム推進事業（イナイチ）」の更なる推進のため、令和3年度にレンタサイクル実証実験で利用した自転車を活用して猪苗代湖周辺で郡山の観光を盛りあげる事を目的にする。

第2 貸与について

- 1 貸与期間は、令和4年4月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで（最長3年）
- 2 貸与するものは、以下のとおりとする。なお、ヘルメット、グローブ等についても必要な場合、貸与する。

No	種別	型（フレームサイズ）	色	個数
1	クロスバイク	GIANT イカブ R サイズ XS	黄	3台
2	クロスバイク	GIANT イカブ R3 サイズ XS	青	1台
3	クロスバイク	GIANT イカブ R サイズ S	緑	1台
4	電動 e-bike	ブリヂストン TB1e（450mm）	青	2台

- 3 貸与に要する費用は生じない。しかし、メンテナンスについては、事業者負担により、実施すること。

第3 実施スケジュール

- 1 募集開始 令和3年12月22日（水）
- 2 質疑受付期限 令和4年1月7日（金）まで
- 3 質疑への回答 令和4年1月14日（金）まで
- 4 申請期限 令和4年1月28日（金）まで
- 5 選定・審査 令和4年2月上旬を予定
- 6 事業者の決定 令和4年2月中旬を予定

※期限については、記載されている日付の午後5時15分までとする。

第4 参加資格

電動自転車等の利活用事業者募集については、以下の条件をすべて満たすこと。

- 1 法人、団体又は個人事業主（以下「団体等」という。）
- 2 役員等に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者が含まれていない団体等。
- 3 猪苗代湖周辺に営業所又は自転車活用のための拠点を有すること。

- 4 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

第5 参加手続等

- 1 期間 令和3年12月22日（水）から令和4年1月28日（金）まで
- 2 提出書類
 - (1) 別紙様式「電動自転車等の利活用事業者応募申請書」をメール又は郵送で申請
 ※別紙様式のほか、任意様式により、提案書を提出することは可能
 - (2) 団体等を証する書類（定款、会則、名簿など）
 - (3) 納税証明書（団体等の所在が郡山市内である場合は、別紙様式「同意書」）
- 3 質疑受付 別紙2「質問書」をメールで提出
- 4 質疑回答 期限までに質問者に回答の上、ウェブサイトに掲載する。

第6 提案内容

別紙様式に以下の点に留意しながら、提案内容を記載すること。

- 1 貸与を希望する自転車の台数について記載すること。
- 2 3か年の利活用計画について記載すること。
 - (1) 観光推進の視点で記載すること
 - (2) 利活用の目的や目標を記載すること。
 - (3) 価格帯や時間帯、ターゲットを記載すること。
- 3 3年後の将来展望について記載すること。

第7 事業者の決定

- 1 審査 利活用事業者審査会において、申請書類に基づき審査を行う。
- 2 次に定める評価基準により提案事業に対して総合的な評価を行い、事業者を決定する。

【評価基準】

No	審査項目	配点
1	利活用における企画の面白さ、魅力、ターゲットの適格性	30点
2	観光面における地域貢献度、波及効果、実現性	40点
3	事業を通じた提案者の将来展望	30点
合計		100点

- 3 審査会委員の合計点数が配点の合計が最も高いものを事業者とする。
なお、魅力的な申請が複数ある場合は、複数の事業者を選定する場合がある。
 ※ この場合、採用事業者の希望する自転車台数すべてを貸与できない場合がある。
- 4 審査結果について、申請者に書面で通知し、市ウェブサイト公表する。

第8 事業者の決定について

- 1 事業者の決定については、文書により申請書宛てに通知する。
- 2 決定した事業者は、市に「物品貸付書（郡山市財産規則 63 条）」を提出する。

第9 その他

- 1 申請に関する一切の経費は、事業者の負担とする。
- 2 申請された書類の返却は行わない。
- 3 提案した内容を実施しない時は、速やかに電動自転車等の返却を求める場合がある。
- 4 電動自転車等の盗難、紛失、全損など電動自転車等が利用不能な状況となった時は、同等品を求める場合がある。
- 5 貸与した電動自転車等について、市で使用する場合、一時的に返却を求めることがある。

〈事務担当〉 産業観光部観光課 添田

〈電 話〉 024-924-2621

〈メー ル〉 kankou@city.koriyama.lg.jp